

I 事業概要					
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）				
地区名	一般国道 155 号				
事業箇所	いちのみやしちあきちよう 一宮市千秋町				
事業のあらまし	<p>一般国道 155 号は、稲沢市から一宮市の市街地を経由し小牧市へ至る尾張北部の交通ネットワークにおける幹線道路であり、自動車交通量が多い道路である。本事業区間の交差点近隣には、高校、店舗、病院、総合運動場などがあるため、自転車及び歩行者の通行も多くなっている。当該交差点は、西側が 4 車線、東側が 2 車線となっているが、東進車両が交差点の手前で左折車線から右直車線へ車線変更をすることによる接触事故が発生しており、危険な状況となっている。このため、本事業により右折車線を設置することで、安全な交通環境の確保を図るものである。</p>				
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①交通死傷事故率の削減</p> <p>②交通円滑化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>				
計画変更の推移		事前評価時 (2015 年度)	再評価時 (2020 年度)	変動要因の分析	
	事業期間	2015～2019 年度	2015～2022 年度	関係機関協議の難航	
	事業費（億円）	2.50 億円	2.20 億円	下記経費内訳の変更による	
	経費内訳	工事費	0.80 億円	0.95 億円	金額精査による
		用補費	1.50 億円	0.95 億円	金額精査による
その他		0.20 億円	0.30 億円	金額精査による	
事業内容	交差点改良 L=0.3km W=16.0m	交差点改良 L=0.3km W=16.0m			
II 評価					
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>当該交差点は、西側が 4 車線、東側が 2 車線となっているが、東進車両が交差点の手前で左折車線から右直車線へ車線変更をすることによる接触事故が発生しており、危険な状況となっている。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>交差点の形状、通行形態は変更されておらず、危険な状況となっている。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>再評価時にも当該交差点の危険な状況は変わっていない。</p>			
	判定	B	<p>A：事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B：事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C：事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>		
		<p>【理由】</p> <p>事業着手時に比べ危険な状況は変わっておらず、本事業の必要性は変わっていない。</p>			

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
工種区分	調査設計	←								/
	用地補償				←					
	工事									
	交差点改良工事						←	←	←	
事業費(億円)	当初計画	2.50								2.50
	実績	0.85								
	今回計画	0.85				1.35				2.20

【進捗率】

	これまでの計画に対する達成状況			全体進捗率	
	計画【①】	実績【②】	達成率(%)【②÷①】	計画【③】	達成率(%)【②÷③】
延長(km)	0.30	0	0	0.30	0
事業費(億円)	2.50	0.85	34	2.20	39
工事費	0.80	0	0	0.95	0
用地費	1.50	0.55	37	0.95	58
その他	0.20	0.30	150	0.30	100

【施工済みの内容】

なし。

2) 未着手又は長期化の理由

事業範囲にある水路等の支障物件について、移設方法などの調整に時間を要したため。

3) 今後の事業進捗の見込み

【阻害要因】

支障物件についての対応は、管理者との調整や必要な用地取得が完了したため、今後の事業の進捗に係る阻害要因はない。

【今後の見込み】

引き続き、工事を進めることで、今回見直した計画の期間内に事業が完了できる見込みである。

判定

B

- A: これまで事業は順調であり、引き続き計画通り確実な完成が見込まれる。
 B: 次のいずれか（該当する項目に「○印」を付ける）
- ・これまで事業は順調である。今後は多少の阻害要因が見込まれるものの、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - これまで事業が長期化していたが、事業期間を延長したことにより、今後は阻害要因がなく、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
 - ・これまでの事業長期化により、事業期間を延長した。今後も多少の阻害要因が見込まれるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しがあり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
- C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。

【理由】

今後は阻害要因がなく、今回見直した計画により事業が完了できる見込みであるため。

Ⅲ 対応方針

継続

中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。

継続：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

事業実施前後の交通死傷事故の発生状況、自動車・歩行者等の交通状況・安全性の変化